【申請にあたっての留意点】

こちらは、区有地との<u>所有権境界</u>の明示を申請する場合に提出する申請書です。特別区道の道路区域の明示を申請する場合は、[5]道路区域境界明示申請書をご利用ください。

表紙(本ファイル 2 ページ目)と裏面(本ファイル 3 ページ目)を<u>両面印刷</u>してご使用いただくようお願いいたします。

*このページは申請書ではありません。

							_			
課	長	文書法令審査主任	係 長	担当者	受付者	PC入力		整	理番号	
新	宿 区	:長 あ	て					年	月	日
					土地所有和 斤) 〒	皆]				
				(氏名	四(三)				実民	印
					電	話	()		
				実務取	扱者 斤)〒					
				(氏名	当)				F	印
					1	話	()		

区有地境界明示申請書

(担当者)

私所有の下記の土地と新宿区有地との所有権境界(別添地図朱線の箇所)が不明であるので、裏面記載事項を了承のうえ、現地で明示願います。

記

- 1 私所有の土地の表示(地番表示) 東京都新宿区
- 2 添付図書[(1)~(8)まで各1通]
 - (1) 印鑑証明書
 - (2) 資格証明書(法人の場合)
 - (3) 土地登記事項証明書
 - (4) 土地調書
 - (5) 土地所有者調書·立会同意確認書
 - (6) 現地案内図
 - (7) 現況実測平面図
 - (8) 法務局備え付け地図
 - (9) その他(
- 3 申請理由(具体的に)

(

- 1 本明示申請書の記載については、別紙「区有地境界明示申請書の記載に関する注 意事項」に準拠してください。
- 2 新宿区との土地所有権境界について協議が成立した場合は、確定した境界点のうち必要な箇所に境界石(金属プレートを含む)(当区から支給します。)を埋設するとともに、境界図(AKパプール紙#100を使用)を1部作成し、提出してください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、本明示申請書を取り下げたものとみなします。
 - 一 申請受理日より6箇月経過し、当区の責に帰さない事由で現地での立会いが完 了しない場合
 - 二 現地での立会い完了日より3箇月経過し、当区の責に帰さない事由で境界図の 提出がない場合
 - 三 申請後、境界図提出までの間に、申請人としての要件を欠くことになった場合

(本明示申請書の提出及び問合せ先)

160 - 8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区みどり土木部土木管理課用地係 電話 03-5273-3848(直通) FAX 03-3209-5595

土地調書

本調書は、土地所有権境界の明示にあたって重要な資料となりますので、広範囲に調査してください。

また、下記の調査項目について、提出可能な資料がある場合には、当該資料を提出してください。

調査者氏名

M-	细 木 걥 口	大 無	次业友、采中、学	次业年日日
No	調査項目	有無	資 料 名・番 号 等	資料年月日
1	区有地境界確定図 隣接国有地の境界確定図 隣接都有地の境界確定図			
2	区画整理換地確定図 土地改良換地確定図 その他の換地確定図			
3	道路区域境界図			
4	その他の測量図			
5	過去に境界確認協議を行った経緯			
6	地番変更等の事実			
7				

土地所有者調書 · 立会同意確認書

本表は、明示する箇所の「両隣り」及び「道路をはさむ反対側」の土地並びに道路敷地について、登記事項証明書等により下記の事項を調査し、作成してください。

土地の所在	地番	地目	地積(m²)	所有者氏名	登記事項証明書 記載の住所	現住所	電話番号	立会同意 の 有 無
						〒		
						_		
						〒		
						₸		
						〒		
						Ŧ		

区有地境界明示申請書の記載に関する注意事項

- 1 申請を代理人が行なう場合には、委任状、代理人の印鑑証明書等の添付が必要です。
- 2 申請人の権利関係が複雑な場合には、申請人において「当区との間で土地所有権の確認協議をし、これを確定する権限がある」ことが確認できる資料の添付が必要です。

例⇒*破産であれば、破産管財人証明

- *差押えであれば、債権者の同意書
- *未成年者であれば、親権を証する書類

など

- 3 印鑑証明書(添付図書(1))、資格証明書(添付図書(2))、土地登記事項証明書(添付図書(3))、法務局備え付け地図(添付図書(8))及びその他の行政証明については、 発効日から3箇月以内のものとします。
- 4 土地登記事項証明書(添付図書(3))上の所有者と申請人とが異なる場合には、申請人が実質的な所有者で、「当区との間で土地所有権の確認協議をし、これを確定する権限がある」ことが確認できる資料の添付が必要です。

例⇒相続であれば、戸籍謄本、遺産分協議書、相続関係図など

- 5 土地登記事項証明書(添付図書(3))上の住所と現住所とが異なる場合には、住所変 更の沿革が確認できる資料の添付が必要です。
- 6 現地案内図 (添付図書 (6)) には、最寄の駅又は停留所から現地に至る道路、主な目標等を記入してください。
- 7 現況実測平面図(添付書類 (7))には、現地状況が正確に把握できるように、周辺部を含めて道路、水路、境界標識、堀、家屋等の位置、形状を明記し、境界線が記入できる正確な実測図(縮尺は 1/250 を標準とし、方位、土地の地番等を記入)を作成してください。

なお、この平面図には、実測年月日、測量者の氏名、資格番号等を記入し、押印してください。

また、近隣地で既に確定済の箇所がある場合には、その境界線を本平面図上に図示してください。

8 法務局備え付け地図の証明書(添付図書(8))は、写しでも可とします。その場合は、 調査年月日、調査者の記名・押印、土地所有者の氏名、縮尺、方位、法務局名を記入して ください。

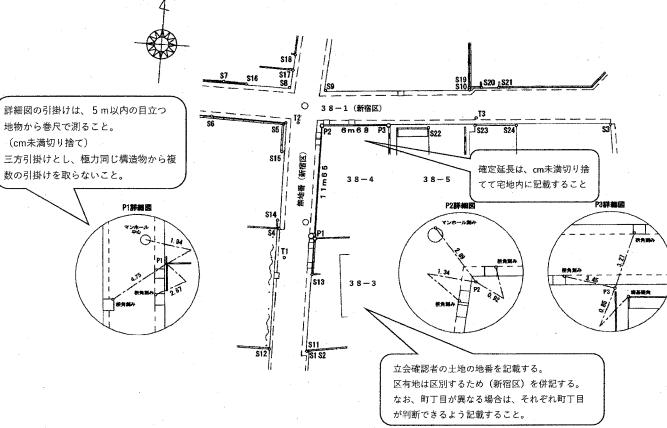
AKパプール紙使用 (新宿区より支給)

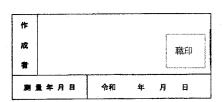
※代表地番は申請書に記載した最初の地番を記入のこと。

土地の所在 糖尺 地番 新宿区○○町38番4ほか 1 250

基本A3サイズ

※提出時にP点のカラー写真(遠景・近景)提出 ただし、計算点の場合は、担当者から別途指示





	O Pn	境	界	点
凡	O Sn	릵	照	点
	O Tn	機	械	点
例	00m00 00	境	界辺	長

※測量年月日は立会日以降にする。 ※登録番号を記載する。

魚名	X E 194	Y 22 79	18 79
P1	-31484. 162	-13217. 287	民金装標
P2	-31472. 513	-13217. 451	
РЗ	-31472. 001	-13210. 789	民会開催
S1	-31495. 860	-13217. 123	
S2	-31495. 868	-13217. 134	民会異都
83	-31470. 292	-13188. 567	計算点
S4	-31483. 387	-13220. 939	計算点
S5	-31472. 444	-13221.093	計算点
S6	-31472. 262	-13228. 547	計算点
S7	-31468. 638	-13227. 618	計算点
SB	-31468. 808	-13220. 996	
S9	-31468. 856	-13217. 354	
S10	-31467. 748	13202.942	民企測像 🗸
S11	-31495. 863	-13217. 245	ブロック場角
S12	-31495. 897	-13221.002	プロック場角
S13	-31487. 933	-13217. 290	プロック研角
S14	-31482. 493	-13221. 150	コンクリート研角
815	-31475. 432	-13221. 248	コンクリート場角
S16	-31468. 742	-13225. 358	ブロック場角
S17	-31466. 987	-13220. 788	ブロック場角
518	-31465. 391	-13220. 679	プロック場角
S19	-31467, 529		
S20	-31467. 435	-13201. 745	ブロック場角
S21	-31467. 307		
S22	-31471. 929		
823	-31471. 386		
S24	-31471.067	-13197. 988	建物角
	1		
T1	-31486. 346		ļ
T2	-31472. 370	-13219. 865	集

境界図作成方法

引照点(S点)は、P点1点当たり3点以上設ける。 道路上の地物はなるべく避け出来るだけ新しく明確なものにする。 座標系は、出来るだけ公共のものを採用する。 それにより難い場合は、担当者と協議する。 機械点(基準点)は3点以上設けること。

-31470. 581 -13202. 042 集

※区においてラベルを貼付するので 140mm×100mm余白を設ける